

登校の判断について

令和 4年9月改訂版

9月7日から新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて通知があったので、改訂版を掲載します。

登校を始める日については、保健所や医療機関からの指示をあおぐこととなりますが、地域の感染状況などにより、具体的な指示が得られないことがあります。その場合は、ケースに応じて学校長が判断することとなりますが、状況によっては、ご家庭で判断することもあると思いますので、以下の例を参考にしてください。

【本人が感染した場合】

厚生労働省の通知に基づき、本市では以下のように登校を控えていただく期間を定めています。

自宅療養の感染者の療養期間については、保健所の指示により次のとおりとなります。

有症状の場合

発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除が可能になります。

無症状の場合

基本的には無症状の場合は7日間、または、5日目の医療用抗原定性検査キットで陰性確認されれば6日目から自宅待機解除(検査キットを使って6日目から登校を希望する場合は、必ず学校と連絡を取り、登校前に体調や家族の感染状況、検査の結果を伝えてください)になります。

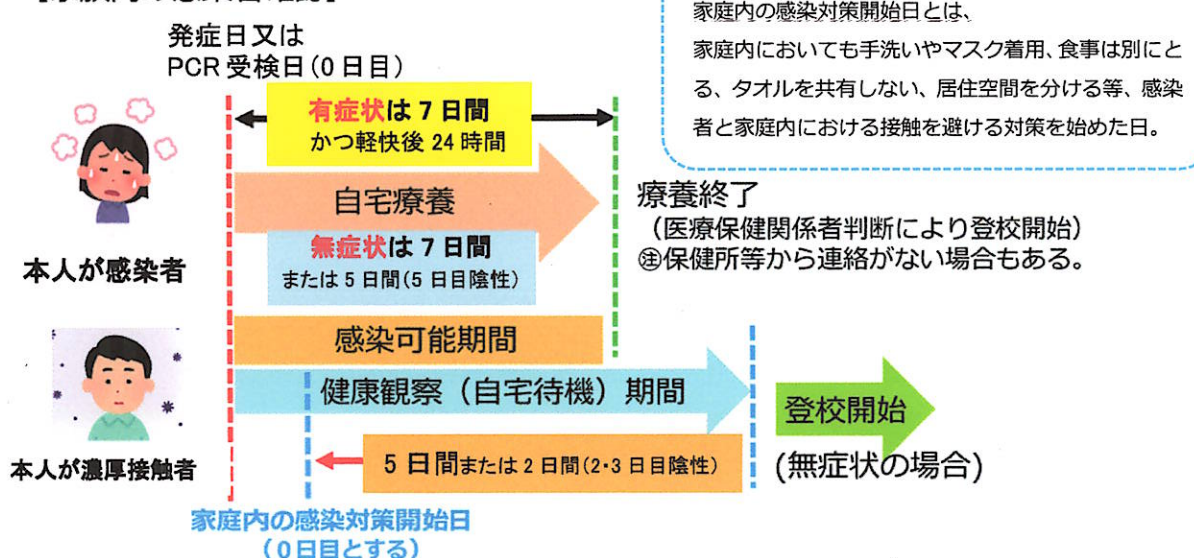
登校可能となった場合でも、10日間(無症状は7日間)が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

【本人が濃厚接触者となった場合】

同居家族が感染し、濃厚接触者になった場合は、「感染者が発症した日又は家庭内での感染対策を講じた日」の遅い方の翌日から5日間が、不要不急の外出を控え健康観察をする期間(登校を控える期間)となります。「家庭内での感染対策を講じた日」は、家庭内においてもマスクを着用する、食事は別にとる等、感染者と家庭内における接触を避ける対策を始めた日となります。

なお、医療用抗原定性検査キットにより2日目、3日目(2日間)に検査を行い陰性であることが確認された場合は3日目からの登校が可能となりますが、登校にあたっては学校にご相談ください。

【家族内の感染者確認】



【同居家族が、PCR 検査等を受けた】

同居家族が無症状であれば、PCR検査等の有無にかかわらず、登校は可とします。

また、児童生徒の同居家族が発熱等有症状の場合は、PCR検査等の実施の有無にかかわらず、児童生徒の登校を控えてもらうようお願いはしますが、体調不良の同居家族が医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染の疑いがないと判明した場合は、児童生徒の登校は可といたします。

【部活動、放課後保育クラブ、放課後子ども教室で感染者が確認された】

同一学校内ですので、感染者との接触の程度により学級閉鎖等と同期間、登校を控えていただく場合があります。具体的な対応については学校や市教育委員会の指示に従ってください。

【家族が濃厚接触者となった】

家族が濃厚接触者となっても、その同居家族に行動制限は発生しません。しかし、もしかしたら感染しているかもしれないと考え、しばらくの間は他人に感染させないように十分な感染対策をとることが必要です。

【兄妹の学級が閉鎖した】

例えば兄の学級が閉鎖した場合でも、学級閉鎖期間中、兄は自宅待機となりますが、妹の行動制限はありませんので登校は可能となります。

【塾や習い事先で感染者が確認された】

クラスター発生等で保健所より濃厚接触者と判断された場合には、感染者と最後に接触した翌日から5日間は登校を控えていただきます。また、濃厚接触者との連絡がない場合でも、感染者から連絡があり、濃厚接触者に当てはまると判断した場合には、感染者と最後に接触した翌日から5日間は登校を控えていただくことが望ましいです。

特に連絡がない場合は、ご家庭での判断となります。この場合、感染者数(クラスターかどうか)や感染者と思われる人との接触の程度などにより異なりますが、慎重を期すならば、最後に通った翌日から3日程度(オミクロン株の潜伏期間の中央値)は登校を控え健康観察をしていただいた方が良いでしょう。

【友人から感染したと連絡があった】

保健所の指示等により感染者本人から、濃厚接触者と思われる人に連絡が来ることがあります。濃厚接触者に当てはまると判断した場合は、感染者と最後に接触した翌日から5日間は登校を控え健康観察をしていただくことが望ましいです。その間、症状が出なければ登校可能となります。

【家庭外での濃厚接触】

